○農林水産省告示第二千六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市美馬町字庸枝佐古四八、五四の一から五四の三まで、五五、五六、字大佐古一の二、三の一から三の三まで、四から九まで、一〇の一、一一、一四の一、五九から六六まで、六九、七一、字黒ツヱ三九の一、四〇の一、四一、四五、字西大久保三〇、三九の一、四二、四三の一、字西大佐古一、二の一、七、八、一三、一四、一五の一、一五の二、一六、一八の一、二〇の一、二一、二二の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字庸枝佐古五四の一から五四の三まで、五五、五六、字大佐古一の二、三の一から三の三まで、四、五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県徳島市八万町法花谷山二三・二六の三・二七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八多町中ノ丸南二三の八、二九の二、三〇の二、三二の二、南山四二の二の二・五一・五三・五六から六一まで・六三（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、字庸枝佐古五四の一から五四の三まで、四、五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び徳島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字内野七九の二、一九三の二、一九三の三、三〇〇、三五七の一、三五七の二、三五八の二、字小見二〇二、二一六の一、字滝久保三九四の一、三九六、三九七、字葛籠一四二、一四三、一四三の二、七二四の一、七二四の二、七二五の二、七二五の四、字法市一五五の一、一五五の三から一五五の五まで、三七一の一、三七一の二、三七三の一、三七三の二、三七六の一、西庄字藤尾二一の一、二二の一、加茂三九九三の二、六九三四、中庄二四一二、二四三五、二四四〇、二五八四の二の六〇、二五八四の二の六一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

法花谷山二三、二六の三、二七、中ノ丸南二三の八、二九の二、三二の二、南山四二の二の二・五一・五三・五六から六一まで・六三（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び徳島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好郡東みよし町東山字内野七九の二、一九三の二、一九三の三、三〇〇、三五七の一、三五七の二、三五八の二、字小見二〇二、二一六の一、字滝久保三九四の一、三九六、三九七、字葛籠一四二、一四三、一四三の二、七二四の一、七二四の二、七二五の二、七二五の四、字法市一五五の一、一五五の三から一五五の五まで、三七一の一、三七一の二、三七三の一、三七三の二、三七六の一、西庄字藤尾二一の一、二二の一、加茂三九九三の二、六九三四、中庄二四一二、二四三五、二四四〇、二五八四の二の六〇、二五八四の二の六一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小見二〇二、二一六の一、字滝久保三九四の一、三九六・三九七・字法市一五五の一・一五五の三から一五五の五まで・三七一の一・三七一の二・三七三の一・三七三の二・三七六の一（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、字藤尾二一の一、二二の一、加茂三九九三の二、六九三四、中庄二四一二、二四三五、二四四〇、二五八四の二の六〇、二五八四の二の六一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千十号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十五年九月十九日に次のとおり認定したので、第十二条の十一の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

一般社団法人愛知県トラック協会

二　主たる事務所の所在地

愛知県名古屋市瑞穂区新開町十二番六号

三　適性診断の種類

初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千十一号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年九月十九日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習

1　名称

ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社

2　主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座二丁目十二番十八号

3　講習の種類

基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習

1　名称

ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社

2　主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座二丁目十二番十八号

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習

1　名称

ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社

2　主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座二丁目十二番十八号

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習

四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習

1　名称

ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社

2　主たる事務所の所在地

東京都中央区銀座二丁目十二番十八号

3　講習の種類

基礎講習